

## 議案第72号

調布市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月2日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報の保護措置等について定めるため、提案するものであります。

調布市個人情報保護条例の一部を改正する条例

調布市個人情報保護条例（平成11年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「もの」を「もの（特定個人情報にあつては、当該特定個人情報を有する実施機関以外の実施機関を含む。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号から同条第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第8条第1項中「個人情報を収集」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条、第20条及び第28条第1項第1号において同じ。）を収集」に改める。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、番号法第19条の規定により外部提供をする場合にあっては、この限りでない。

第13条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前項本文」に、「目的外利用等」を「目的外利用等（特定個人情報に係る目的外利用等を除く。）」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項第4号又は」を「第2項第4号若しくは」に、「したとき」を「したとき、又は第3項の規定により特定個人情報を目的外利用したとき」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産

の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の目的外利用をすることができる。ただし、当該目的外利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第15条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、本人の委任による代理人は、本人に代わって特定個人情報の開示請求をすることができる。

第19条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

(個人情報の削除又は利用若しくは外部提供の中止を請求できる者)

第20条 何人も、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第8条若しくは第9条の規定に違反して収集されているとき、第10条第3項の規定に違反して保有されているとき、又は第13条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の削除又は利用の中止
- (2) 第13条の規定に違反して外部提供をされているとき 当該個人情報の外部提供の中止

2 第15条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

(特定個人情報の削除又は利用若しくは外部提供の中止を請求できる者)

第21条 何人も、自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、若しくは第10条第3項の規定に違反して保有されているとき、若しくは番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき、又は第13条の規定に違反して利用されているとき 当該特定個人情報の削除又は利用の中止
- (2) 番号法第19条の規定に違反して外部提供をされているとき 当該特

## 定個人情報の外部提供の中止

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の請求について準用する。

第22条第1項各号列記以外の部分及び第3号中「目的外利用」を「利用」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「代理人（第15条第2項及び第3項に規定する代理人をいう。以下同じ。）」に改める。

第23条第1項及び第25条中「目的外利用」を「利用」に改める。

第26条第1項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第1項中「当該法令等に定めるところによる」を「当該手続については、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人情報の開示 他の法令等の規定
- (2) 特定個人情報の開示 この条例又は他の法令等の規定
- (3) 個人情報の訂正 他の法令等の規定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に相当する手続 他の法令等の規定

第33条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議するものとする。

## 附 則

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市個人情報保護条例第20条、第21条、第22条第1項、第23条第1項及び第25条の規定は、この条例の施行の日以後の開示等の請求に係るものについて適用し、同日前の開示等の請求に係るものについては、なお従前の例による。